

芦屋市国民健康保険を脱退された皆様へ

<市外へ転出された方、協会けんぽ等他の健康保険に加入された方に共通する事項>

1 保険料の精算

- ◆ 脱退手続をされた翌月（手続が月の営業日初日の場合は当月）中旬頃までに、精算後の国民健康保険料納額通知書（以下「納額通知書」といいます。）を郵送します。
- ◆ これまでにお支払いされた保険料額が精算額に満たない場合は、精算額との差額分の保険料をお支払いください。

口座振替でお支払いされていた方

精算額との差額を次回以降の納期限日に同じ口座から振り替えます。

納付書でお支払いされていた方

精算額との差額を次回以降の納期限日までに納額通知書でお支払いください。

- ◆ 精算額に比べてこれまでにお支払いされた保険料額が多い場合は、過納付となっている保険料をお返しします（以下「還付」といいます。）。脱退手続の翌月下旬頃までに還付のお知らせを郵送し、次のとおり還付します。

口座振替でお支払いされていた方

同じ口座に還付します。

納付書でお支払いされていた方

ご指定の口座に振り込みます（還付口座について記入いただく用紙が入っていた場合は、所定欄にご記入の上、返信用封筒で芦屋市宛てにご返送ください。）。

- ◆ 特別徴収（年金からの天引き）で納付されていた方は、上記2項目とは異なる精算方法となります。

特別徴収は、徴収月（各偶数月）の2か月前までに対象となる方のデータを日本年金機構に送信することで実施していますので、直近の特別徴収を止めることができません。このため、脱退手続の時期によっては、いったん通知済みの保険料額を特別徴収し、後日、特別徴収した保険料の入金が確認でき次第（特別徴収から入金確認まで約1か月かかります。）、精算額を超える額について還付の手続に入ります。

また、特別徴収と普通徴収（納額通知書又は口座振替でのお支払い）の両方がある方は、精算額との差額をまず普通徴収の金額で調整しますが、普通徴収の金額調整で収まらない場合は特別徴収の金額でも調整します。

特別徴収でお支払いされていた方の保険料は、脱退手続の時期、精算後の保険料額などにより精算方法が異なります。お急ぎでない方は、脱退手続翌月以降にお送りする納額通知書でご確認ください。

2 遡った日付で脱退手続をされた方へ

- ◆ 過去の日付に遡って脱退手続をされた方で、その日から本日までの間に芦屋市国民健康保険の資格情報（マイナ保険証（※）・資格確認書等）を提示して受診したことがある場合は、芦屋市が負担した給付割合分（7割または8割）の医療費について、後日、世帯主様に請求することがあります。

※健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード

受診月内であれば、医療機関等に新しい保険の資格情報を提示することで、支払手続が不要になる場合がありますので、受診した医療機関へ受診日時時点で健康保険が切り替わっていたことを必ず連絡してください。

- ◆ 医療機関を受診する際は、必ず診療日時点において有効な保険の資格情報（マイナ保険証・資格確認書等）を提示してください。マイナ保険証をご利用の方は、健康保険の変更手続をしてから、マイナポータルの資格情報が更新されるまで一定期間かかります。受診する前に登録されている資格情報をご確認いただき、資格情報更新前に受診する場合は新しく加入された健康保険から『資格情報のお知らせ』等の交付を受け受診してください。詳しくはご加入の健康保険にお尋ねください。

3 資格確認書・資格情報のお知らせ（以下、資格確認書等）は使えません

- ◆ 市外へ転出された場合や他の健康保険に加入された場合は、芦屋市国民健康保険の資格確認書等は使えません。ご返却いただくか、ご自身で破棄してください。

4 未納となっている保険料がある方へ

- ◆ まだご納付いただいていない過去の保険料についても、引き続きお支払いいただく必要があります。
- ◆ 一括でのお支払いが難しい場合や納付書を紛失された場合は、お支払い窓口（債権管理課：33番窓口）で承りますので、ご相談ください。

5 特定健診、市立芦屋病院人間ドック検査料助成を申し込まれた方へ

- ◆ 特定健診受診日に芦屋市国民健康保険の資格を喪失されている方は、特定健診を受診することができませんので、ご注意ください。
- ◆ 市立芦屋病院人間ドック検査料助成を申し込まれている方は、資格喪失後の受診は検査料が助成されませんので、ご注意ください。

<市外へ転出された方のみ該当する事項>

6 転出日について

- ◆ 本日は、市民課で転出手続をされた際の異動日（転出日）を基に芦屋市国民健康保険の脱退手続を行いました。
- ◆ 今後、お引越し先の市区町村で転入手続をお取りいただくこととなりますが、その手続の際に記入される異動日（転入日）が、後日、芦屋市に通知されます（実定日）。
通常は、この実定日と芦屋市で転出手続をされた際の異動日（転出日）が一致することとなりますが、何らかの事情でこれらの日付がずれた場合は、芦屋市における異動日（転出日）が実定日で修正されます。
これにより、芦屋市国民健康保険の保険料が変動する場合があります。変動した場合は改めて納額通知書を郵送しますので、ご注意ください。

◎芦屋市の福祉医療制度を利用されている方については、新たに加入された健康保険の情報を福祉医療担当課に連絡することがあります。

芦屋市 保険課 保険係	TEL 0797-38-2035	FAX 0797-38-2158
債権管理課	TEL 0797-38-2014	FAX 0797-25-1037